

別表第四十五類の項下欄第十二号中「火災報知器の貸与」を「火災報知機の貸与」に改め、同号の次に次の一号を加える。

十三 後見

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、平成二十九年一月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 この省令の施行前にした商標登録出願及び防護標章登録出願に係る商品及び役務の区分については、なお従前の例による。

別表第三十七類の項下欄第五号中「製材用、木工用又は合板用の機械器具の修理又は保守」を「3Dプリンターの修理又は保守」製材用、木工用又は合板用の機械器具の修理又は保守」に改め、同項下欄第九号中「有害動物の防除（農業、園芸又は林業に関するものを除く。）」を「有害動物の防除（農業、水産養殖業、園芸又は林業に関するものを除く。）」に改める。

別表第四十類の項下欄第十号中「金属加工機械器具の貸与」を「業務用暖冷房装置の貸与 金属加工機械器具の貸与」に「製材用、木工用又は合板用の機械器具の貸与」を「3Dプリンターの貸与 製材用、木工用又は合板用の機械器具の貸与」に、「暖冷房装置の貸与 廃棄物圧縮装置の貸与」を「廃棄物圧縮装置の貸与」に改める。

別表第四十二類の項下欄第五号中「デザインの考案」を「デザインの考案（広告に関するものを除く。）」に改める。

別表第四十四類の項下欄第十号中「有害動物の防除（農業、園芸又は林業に関するものに限る。）」を「有害動物の防除（農業、水産養殖業、園芸又は林業に関するものに限る。）」に改める。